

令和8年9月29日

お客様各位

(一財) さいたま住宅検査センター

センターが交付する各業務の書面の電子交付について

標記の件につきまして、以下のとおり開始しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 電子交付を開始する業務

(1) フラット 35 等適合証明業務

①開始時期：令和8年10月1日交付分から

②変更内容：

ア) 適合証明書等への理事長印の押印廃止（紙申請、電子申請共通）

イ) PDF データによる電子交付の開始（NICE WEB 申請システムのチャット欄に添付）

※1 電子申請の場合は、引受書、適合証明書等共に電子交付を必須とします。受取方法の選択項目には「電子交付」が追加されるまでの間は、受取方法については「手渡し」又は「郵送」のどちらかを選択してください。

※2 電子交付はNICE WEB 申請システムのチャット欄を用いて行います。申請書類にメールアドレスを記入いただいても、メールでの電子交付は対応いたしかねますのでご了承ください。

※3 紙面による適合証明書等の発行をご希望の場合には、適合証明書等1通につき 2,200 円（税込）を頂戴します。NICE による申請の際、備考欄に「紙面による発行希望」とご記入ください。

※4 紙申請の場合（初めからお客様が紙面に印刷した申請図書の正副本にて申請する場合は、すべて紙面による交付（料金は発生しない）とします。

※5 適合証明書の様式に変更があり、金融機関提出用に統合されました。令和8年10月以降、適合証明書は1部のみでの交付となりますのでご注意ください。

※6 電子交付によるデータの公開期間は、公開後 30 日間とさせていただきますので、この期間内にNICE のチャット欄からPDF データのダウンロードをお願いします。

※7 ※6 の公開期間中に PDF データのダウンロードを実施されなかった場合は、「再発行（再交付）依頼書」による申請が必要となり、適合証明書等（引受書を除く）1通につき 5,500 円（税込）を頂戴します。

※8 NICE による「再発行（再交付）依頼書」の申請は、「申請書作成」から「他業務」を選択の上、申請種別は「その他」で申請書を作成してください。（別添①参照）

2. 既に電子交付を実施している業務

(1) 確認検査業務

(2) 構造計算適合性判定業務

(3) 住宅性能評価業務及び長期使用構造等確認業務

(4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

(5) BELS 評価業務

（６）低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務

（７）建築物省エネ法 30 条に基づく認定（性能向上計画認定）に係る技術的審査業務

３．従前のままの業務

（１）東京ゼロエミ住宅認証審査業務

（２）住宅性能証明書の発行業務

以下（１）から（２）共通

※１ 各制度において運用などの変更があった場合は、その変更内容に合わせて随時運用を変更させていただきます。

以上

お問合せ先

企画管理部 企画管理課

担当：中村、森脇

電話番号：048-711-5128

(別添①)

物件名：テスト物件

建築物(1)
フラット35

評価

- 基準法
- フラット35
- 住宅性能評価
- 省エネ適判
- BELS
- 他業務**
- 検査予約

申請書作成

他業務

☐	申請種別	WEB申請番号
☐	長期優良住宅	

一般財団法人さいたま住宅検査センター



申請書 作成

他業務

申請対象：☒ 建築物
☐ 昇降機
☐ 昇降機以外の建築設備
☐ 法第88条第1項工作物
☐ 法第88条第2項工作物

申請種別：**その他**

- 軽微変更（住宅性能評価）
- 長期優良住宅
- 長期優良住宅（変更）
- 軽微変更（長期優良住宅）
- 低炭素建築物
- BELS（軽微な変更説明書等）
- 構造計算適合性判定
- その他**

作成 キャンセル

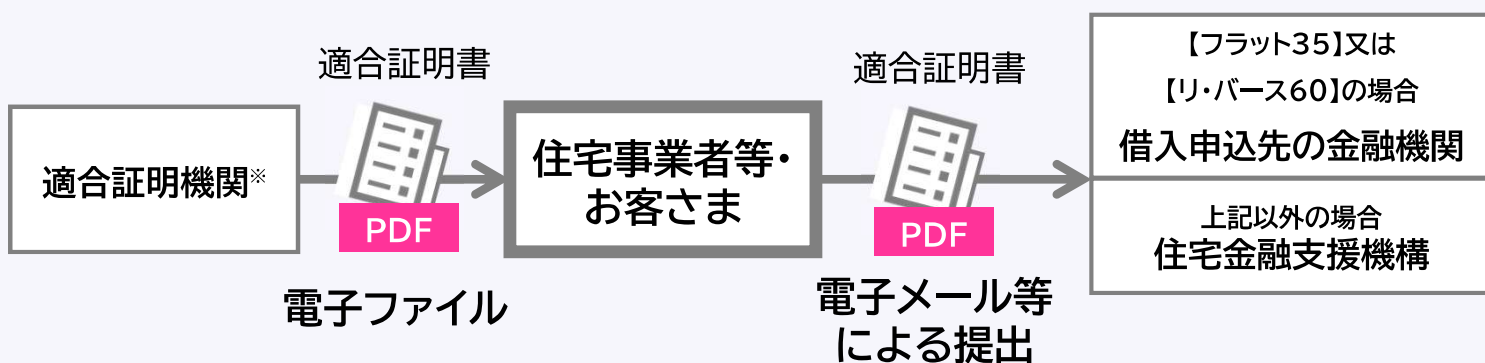


令和8年10月から

適合証明書を電子化します！

- 令和8年10月交付分から、適合証明機関が発行する適合証明書は、原則、**電子ファイル(PDF)による交付**となります。
- 電子ファイル(PDF)の適合証明書は、借入申込先の金融機関又は住宅金融支援機構へ**電子メール等**で提出してください。
- 適合証明書の電子化により、資金実行前の紙の受渡しを削減し、手続きをスピーディに進められるようになります。

適合証明書の交付・提出の流れ



※ 適合証明検査機関又は適合証明技術者をいいます。

例外的な取扱いについて

- 借入申込先の金融機関によっては、適合証明書を紙で提出するよう求められる場合があります。その場合は、電子メール等での提出に代えて、電子ファイルを印刷して提出してください。
- 適合証明書の申請者が電子ファイルを受領できない場合は、適合証明機関に対して紙による交付の希望を伝えた上で交付を受けてください。

※ 物件検査の申請手続に変更はありません。

※ 令和8年9月以前発行分など、紙で交付された適合証明書については、従前のおり紙の原本を金融機関又は住宅金融支援機構に提出してください。

電子化の対象となる書式

種別	書式
【フラット35】(新築住宅)	竣工現場検査に関する通知書・適合証明書
財形住宅融資※1(新築住宅)	[登録マンションの場合]適合証明書付表
【フラット35】(中古住宅) 財形住宅融資※1(中古住宅)	中古住宅適合証明書
	中古住宅適合証明書(借換融資)※3
	事前確認(物件売買時)に関する通知書(【フラット35】リノベ)※3
	中古住宅適合証明書(【フラット35】リノベ)※3
リフォーム融資※1 グリーンリフォームローン※1 財形住宅融資※1(リフォーム)	住宅改良工事適合証明書
賃貸住宅融資※2	設計検査に関する通知書(賃貸住宅)
	竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(賃貸住宅)
	適合証明書付表1～3(賃貸住宅)
賃貸住宅リフォーム融資※2	賃貸住宅リフォーム工事適合証明書
	適合証明書付表1～2(賃貸住宅リフォーム)
【リバース60】	住宅融資保険適合証明書※3

※1 本融資種別の適合証明書は、融資申込を行った住宅金融支援機構郵送申込(Web申込)係宛てに電子ファイルを電子メール又はWeb申込サービスで提出するか、印刷して郵送等で提出してください。

※2 本融資種別の適合証明書は、融資申込を行った住宅金融支援機構支店等の担当者宛てに電子ファイルを電子メールで提出してください。

※3 適合証明技術者が発行する場合は電子化の対象外です。

留意事項

- 令和8年10月以後に発行される適合証明書には、原則として適合証明機関の押印は発行形式(電子/紙)に関わらず、省略されます。
- PDFファイルには電子署名が付されているため、ファイルデータの内容に変更を加えると、エラーメッセージが表示されます。(ファイル名の変更は可能です。)
- 令和8年9月以前は、申請者用及び金融機関提出用(又は住宅金融支援機構提出用)の2種類の適合証明書が交付されましたが、令和8年10月以後はひとつの書式に統一します。交付された適合証明書の電子ファイル又はその写しを申請者の控えとして保管してください。